

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（平成 27 年 9 月 30 日第 1177 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 94 号（平成 27 年 4 月 16 日）の附則第 3 項及び第 6 項を次のように改めます。</p> <p>3 この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者若しくはその関係者が購入する又は当社が定める端末設備を購入する申出（X i 契約者の責めによらない理由により、平成 27 年 9 月 30 日までの間にその端末設備を購入できない場合に限り。）があった場合であって、平成 27 年 10 月 31 日までの間に、F O M A 契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、そのF O M A 契約に係る経過期間（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）が3ヶ月超であるものであって、そのF O M A 契約において当社が定める端末設備を利用して当社が認めるものに限り。）の解除と同時に新たにX i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及びX i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限り。）を締結した者からそのX i 契約の締結と同時に申出があったときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（第 6 項第 3 号の規定により、らくらくバック等（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するらくらくバック、シングルバック又はファミリーシェアバックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 23 暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。</p> <p>6 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i 契約者に係るX i が、そのX i 契約の締結と同時に、次の(1)及び(2)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。</p> <p>(1) 当社と定期契約を締結しているX i 契約に係るものであること又は料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。</p> <p>(2)らくらくバック等を選択すること又は共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）であること。</p>	